

## 資料 1 の別紙

### 外国人技能実習生の職場環境、生活環境のチェックについて

外国人技能実習生の職場環境、生活環境のチェックにつきましては、技能実習の実施者である受入企業が、技能実習計画に定めた実習を適正に実施する責任を負うとともに、技能実習生への生活指導についても、受入企業が事業所ごとに生活指導員を配置するなど適正に実施することとされています。

また、受入企業に技能実習生をあっせんした監理団体が、技能実習生に対し、入国後、日本語研修や日本での生活一般の知識等に関する講習を実施するほか、受入企業に対して、3ヶ月に1回以上の頻度で、受入企業への監査を実施することとなっており、技能実習生との面談、事業所における職場環境の確認、技能実習生の宿泊施設等の確認などを実施します。

さらに、技能実習制度の指導監督機関である外国人技能実習機構が、受入企業や監理団体に対し、定期監査（監理団体は1年に1回、受入企業は3年に1回）を実施し、技能実習関係法令や技能実習計画に沿った実習が実施されているか確認の上、不適切な対応が認められた場合には、技能実習計画の認定の取消し等がなされることになっています。